



Title	＜文献紹介＞D・ジェイミーソン「地球環境の正義」
Author(s)	霜田, 求
Citation	臨床哲学ニューズレター. 1997, 1, p. 116-121
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/81723
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

D・ジェイミーソン「地球環境の正義」

Dale Jamieson, "Global Environmental Justice", in: R. Attfield/A. Belsey (eds.), *Philosophy and the Natural Environment: Royal Institute of Philosophy Supplement*:36, Cambridge University Press, 1994, pp. 199-210.

霜田 求

【解説】本論文の著者ジェイミーソンはコロラド大学の哲学教授で、practical ethics (とりわけenvironmental philosophy) に関する業績が多数ある。その主なものとして、*Reflecting on Nature: Readings in Environmental Philosophy*, co-ed. (1993), *Ethics, Public Policy, and Global Warming* (1993)などが挙げられる。環境問題では一般に、世代間倫理(現在世代の未来世代への義務・責任)について語られることが多いが、著者は現在世代内において政治・経済・倫理が交差する哲学の問いとして地球環境問題を論じる意義を強調する。その際とくに、環境問題と南北問題(開発援助や廃棄物輸出など)の関係に焦点を当て、「地球環境の正義」という理念の可能性と問題点を浮かび上がらせようとしている点は興味深い。しかしこの論文では概括的な議論にとどまっており、その理論的な有効性は、環境破壊と浪費・飽食および貧困・飢餓・権利侵害などが重なり合う、人々の具体的な〈生きる場〉で検証される必要があるだろう(戸田清『環境的公正を求めて——環境破壊の構造とエリート主義』(新曜社、1994)はそうした試みを展開したものとして注目される)。

はじめに 哲学者は現在起こっている問題よりも過ぎ去った事柄や問題を扱うという傾向がある。その理由として、過去の出来事より現実に起こっていることを評価し解釈することの方が困難であること、そして哲学者は概して他の哲学者たちが書いたことについて論じることが多く、それゆえ誰も書いていない事柄については論じようとしなことが挙げられる。環境問題についても哲学はこれまでほとんど語ってこなかった。哲学者は理論・方法・概念といった手持ちの道具を使って解決可能な問題に取り組もうとするが、哲学的な正義論を

そのまま地球環境の問題に適用しても、必ずしも十分な成果が得られるわけではない。

地球環境の正義という理念 国境を越えた義務(duties)や責務(obligations)は存在するのか、そしてなぜそうしたものが存在するのかといった旧来の哲学の論争は、今日の文脈では奇異に思われるかもしれない。なぜなら、今日では人々・権力・貨幣・情報といった重要な事柄は国境を越えて行き来しており、義務や責務もまた国境という枠に閉じ込められるものではないのは明らかだからである。国境を越えた義務を人々が意識する転機となったのは、1978年のエチオピア飢饉であった。北(先進諸国)の人々には食糧が有り余っている一方で、アフリカでは食糧不足により大量の餓死者が出たのである。それ以来、餓死していく子供たちの映像が先進産業諸国の人々の居間に定期的に送込まれる。われわれは、十億もの人々が極端な貧困状態にある条件について無知であると言い張ることはもはやできない。そして、自国の国境外に住む困窮状態にある人々に援助するために何もできない、などと主張することはもはや不可能である。

さしあたりここでは、国境を越えた義務や責務が存在し、そしてそうした義務や責務のいくつかが地球的正義の理念と関わりがあるのかどうかを議論することは有意義である、と想定しておく。国境を越えた義務が正義の義務であるための条件については明らかではないが、人々には国境を越えた義務があること、そうした義務が正義の義務であるかどうかは未決の問いであることは想定可能であろう。

こうした地球的正義の理念を環境的正義の理念と関連づけることにより、新たな問いが生まれる。環境的正義の議論が取り上げるのは、アメリカ国内の文脈で言うと、一般的には貧困層が社会全体で生み出される環境汚染によって不釣り合いに多く被害を受けるといった事実である。そうした例として、有毒廃棄物捨て場に近接した白人労働者階級の居住地区(ニューヨーク州ラヴ・キャナル)、インディアン居留地に放置されたウランの廃石(ニューメキシコ州、アリゾナ州)、南部諸州の貧困黒人層のコミュニティに設置された有毒廃棄物捨て場などがある。国際的なレベルでも同様の例が見られる。富める国が貧

しい国に有毒廃棄物を輸出したり、自国内では禁止されている農薬を売ったりするという場合に、地球環境の正義に関する問いが生じてくるのである。

ブラジルのリオデジャネイロにおける「国連環境開発会議」（＝地球サミット、1992）で、当時のアメリカのブッシュ政権は、地球環境の正義の要求が（南側諸国を中心とした）1970年代の新国際経済秩序の主張の復活を試みるものであると見なした。その主張は、富と権力を北から南へと再配分すべきだというものであった。ブッシュ政権の国際環境政策からすると、開発途上国が経済の民営化や市場開放を推し進めれば、地球環境保護に参与することができるくらい豊かになれる。どちらの立場も、地球環境の正義という用語が世界の富めるものと貧しいものとの旧来からある対立に最新の装いをほどこしたものであるにすぎない、と見ている。

地球環境の正義という理念には多くの要素があるが、結局のところそれは、国家間の正義よりも様々な非政府的なアソシエーションの形態によって仲立ちされる個人の責任および道徳的責務の概念の方にわれわれの注意を向ける。そこで以下では、地球環境の正義という理念を構成する要素を三つに分けてそれぞれの論点をまとめてみることにしよう。

地球環境の正義（１）——受益者の拡大 地球環境の正義という理念には、伝統的に埒外と見なされてきた存在に対して、われわれが正義の義務を負っているという考えが含まれる。それは、野生動物、植物、種、人口、エコシステム、森林、峡谷などである。この見解によると、地球環境の正義には地球環境への責務が含まれる。たしかにそうした責務があること（とりわけ動物について）は認められるが、地球環境の正義の理念を声高に訴える人々にとってそれはそれほど重要ではない。そうした人々にとってこの理念が中心的に関わるのは、人間と人間以外のものとの関係よりも人間相互の関係なのである。

地球環境の正義（２）——正義探究の条件 地球環境の正義という理念の第二の要素は、地球的正義が環境を保護するという条件を満たす場合にのみ探究可能であるというものである。「環境」はそれが「正義」を修飾するものとしてのみ理解可能であり、そのことは「持続可能」という語が「発展」を修飾する

ものとしてのみ理解可能であるのと同様である。それゆえ、環境保護を伴わない地球的正義へのアプローチは、地球環境の正義という概念からは除外されることになる。例えば、ある富める国が現存する不正義を改めようとしてある貧しい国に資源を譲渡しようとする。しかしその貧しい国が、その資源を、生態系を破壊し、動物たちを殺し、そしてたくさんの人々を強制移住させるような巨大な水力プロジェクトを始めるために用いようと計画しているとする。その場合それは、地球環境の正義という規準を侵害しているということになる。

地球環境の正義（３）——環境という財の利益および負担の配分 地球環境の正義という理念を構成する要素のうち最も重要なのは、環境をその配分が正義の原理によって決定される財（commodity）と見なす見解、あるいは正義の原理に従って環境という財の利益と損害を配分するという見解である。この立場からすると、北の諸国は富裕になる過程で環境への負債（大気汚染・オゾン層破壊・生物多様性の縮減など）を背負い込んでおり、現在ではその負債を南の諸国に対して負っている。それにもかかわらず、北の諸国は自らの環境負債を認めその支払い計画を立てることなく、南の諸国にさらなる犠牲（開発の制限など）を要求しているのである。富める国の消費主義が拡大し続ける一方で、貧しい国の人々は生活必需品もないような状況を強いられている。北から南への譲渡という主張は、ほとんどの主要な正義論（ロールズの格差原理、権限理論、功利主義、コミュニタリアニズム）の視座から見ても強く支持されるように思われる。地球環境の正義のこの理念に立脚してはじめて、正義論はその本来の機能を果たすのである。

しかしながら環境の正義をこのように考えるとき、いくつかの困難な問題が浮かび上がってくる。まず、実際上の問題として、富める国々が環境負債を負っているとしても、その負債の額や配分、そしてその支払いのペースなどが明確ではない。そこにはまた理論的な問題として、譲渡に際しての〈条件づけ（conditionality）〉という富める国々の主張と、それに対する〈主権（sovereignty）〉への侵害という貧しい国々の側の反論との対立がある。北の諸国とりわけアメリカは、条件づけなしに貧しい国々に資源を譲渡することには消極的である。譲渡した資源の利用割り当てを行わなければ、それが環境保護に使

われるという保証がない、というわけである。譲渡される側の国々の多くは、そうした条件づけを国家主権への侵害、自分たちの政治制度への尊重の欠如の表明と見なしている。

私見によると、状況如何では何らかの形の条件づけは正当化されるが、その理由は以下の通りである。一つめに、無条件の資源譲渡は、受け取る側がそれを軍事力増強に使ったり環境保護には使わなかったりして、提供する側の利益にはならないことがある、というものである。二つめは、パートナーリスティックな条件づけをした方が資源の有効利用につながるという観点から、無条件の資源譲渡は受け取る側にとっても利益にならない、という理由である。三つめの理由は、政府間での無条件の資源譲渡では本当に援助を受ける資格を持ったもの（森や動物、市民や住民）に資源が行き渡る保証がない、というものである。

他に、地球環境の正義のこのモデル（環境を正義の原理に従って配分されるべき財と見なす見解）で論じるのが困難な問題として、オゾン層や気候の安定性といった国境内にはとどまらない環境財の存在、そして、環境財の多くはその喪失が取り返しのつかない不可逆的なものであるといったこと（例えば種の絶滅や気候変化）が挙げられよう。

地球環境の正義vs. 地球環境の倫理 これまでに私は、地球環境の正義という理念に関して生じてくる複雑な問題と、この理念を地球環境の保護についての我々の直観と一致させる場合の困難さを説明してきた。もちろんこれによって地球環境の正義など存在しないと、あるいは真剣に論じるに値しないということにはならない。とはいえこの概念には問題が多いことは事実であり、われわれの道徳的伝統のなかで有効であるような別の可能性を検討してみるべきであろう。

従来、国際的な正義の議論においてはしばしば義務の担い手が政府であると想定されてきたが、今日では、女性、先住民、NGO（非政府組織）といった新たな関係性が重要になってきている。このことが示唆しているのは、地球環境の問題を国家間で成り立つ正義の義務に関わる問題として考えるのではなく、むしろ多様な関係性を形づくっている個人や組織の活動および責任に関わる問

題として考えるべきではないか、ということである。つまり、先に述べた地球環境の正義の様々な理念は、義務および責務のより包括的なエコロジー的枠組みによって補完されねばならない。それは、世界中の人々が生産者、消費者、知識使用者などの役割を担いつつ、新たな関係性の複合的なネットワークのなかで相互に結びついていくという、道徳的世界の枠組みである。国際貿易・技術・経済発展の在り方が人類を単一のコミュニティの形成へと促すものとなっており、我々の道徳的思考もこうした新たな現実を踏まえたものとなる必要がある。